

給与収入のみである旨の申立書

私は、健康保険の被扶養者認定にあたり、以下のとおり申立てます。

1. 私の収入は「給与収入のみ」であり、給与収入以外の収入（事業収入、年金収入、不動産収入、利子・配当収入、譲渡収入、雑収入、その他一切の収入）はありません。
2. 労働条件通知書（または雇用契約書）に基づき、契約内容どおりの収入であることを確認します。
3. 本申立てが事実と相違している場合や、内容に虚偽があった場合は、被扶養者認定が遡って取り消されることに同意し、貴健康保険組合が負担した医療費・給付金等を返還します。
4. 労働契約の更新時や労働条件変更時には、その都度、変更後の内容がわかる労働条件通知書（または雇用契約書）を速やかに提出します。
5. 今後、労働契約内容の変更や年金受給開始等により収入が変動し、収入要件を超える場合には速やかに貴健康保険組合に報告し、扶養削除等の必要な手続を行います。

日本製鉄健康保険組合 宛

令和 年 月 日

記号 番号

事業所名

被保険者 氏名

印

認定対象者 氏名

印

本人自ら署名した場合の押印は不要

この申立書は、「労働契約内容による年間収入見込額」により扶養認定を受けることを希望する場合に提出が必要となります。内容を確認の上、労働基準法第 15 条に基づき交付される労働条件通知書等の写しとあわせてご提出ください。労働条件通知書等から、労働契約内容（賃金、労働時間、労働日数等）が明確に確認でき、かつ、契約内容に基づき算出した年間収入が扶養認定基準額未満であることが明らかな場合には、原則、被扶養者に該当するものとして取り扱います。この場合、労働契約段階では見込みが困難な時間外労働等に対する賃金（臨時収入）については、年間収入には含めないものとします。

《留意事項》 以下の場合はこの取扱いは受けられません

- ① 給与収入以外の収入※がある場合

※収入とは、事業収入、年金収入、不動産収入、利子・配当収入、譲渡収入、雑収入など全ての収入を含みます。

- ② 契約形態が「業務委託契約」や「請負契約」の場合

- ③ 給与収入のみであっても、労働条件通知書等で収入額を算定できない場合

＜労働契約内容により年間収入の算定ができない主な例＞

- ・シフト勤務等により労働時間や日数が明確でない場合や、契約期間が1年に満たない場合
- ・複数の勤務先がある場合において、いずれかの事業所の労働契約内容が確認できない場合 等

※実際の収入額を確認した結果、次のような場合は、認定取消となります。

- ・収入超過分が社会通念上妥当である範囲を大きく超えている場合
- ・収入超過分が、労働契約時点では見込難い臨時的な収入に該当しない場合
- ・収入超過の状態が恒常的であると判断した場合
- ・契約内容と実態が異なる場合や、契約内容を不当に低く記載していたこと